別紙　東海地震に関する事前対策

別紙 東海地震に関する事前対策

（現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。）

第１章　総則

第１節　強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年（１９７８年）法律第７３号。以下「大震法」という。）第６条第１項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定（平成１４年（２００２年）４月２４日）された本市において、警戒宣言が発せられた場合に執るべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第２節　東海地震に関連する情報

１　情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。 　また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

２　警戒宣言発令までの流れ

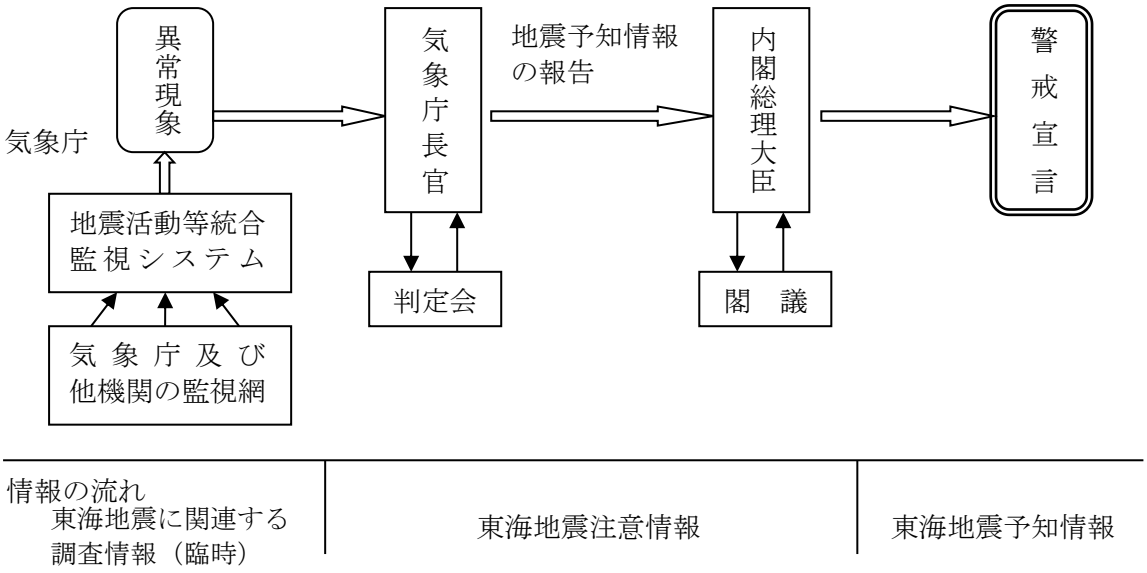

第３節　防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

１　市

⑴　警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達を行う。

⑵　警戒宣言、地震予知情報等の広報を行う。

⑶　避難の指示等を行う。

⑷　地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定を行う。

⑸　避難状況の報告を行う。

⑹　地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じその執るべき措置について指示、要請又は勧告を行う。

⑺　地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。

⑻　応急の救護を要すると認められた者の救護その他保護のための措置を行う。

⑼　避難場所、避難路、緊急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業を行う。

⑽　通信施設の整備事業を行う。

⑾　地震災害が発生した場合における食糧､医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他必要な応急措置の実施の準備を行う。

⑿　地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。

　また、他の市町村の長等に対し応急措置を実施するため必要があるときには、応援を求める。

⒀ 被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

２ 愛知県東海警察署

⑴ 避難の指示及び危険防止のための警告等を行う。

⑵ 交通規制を行う。

⑶ 犯罪及び混乱の防止等の措置を行う。

⑷ 緊急輸送車両の事前届出の受理、確認及び通行証の交付を行う。

３ 愛知県知多県民事務所

⑴ 警戒宣言、地震予知情報等の収集伝達を行う。

⑵ 警戒宣言、地震予知情報等の広報を行う。

⑶ 通信施設の整備事業を行う。

⑷ 緊急輸送車両の確認及び通行証の交付を行う。

４ 愛知県知多建設事務所

⑴ 管轄区域内における諸施設の点検を行う。

⑵ 災害予防措置等の防災応急対策を行う。

５ 愛知県知多保健所

⑴ 避難場所の衛生管理の指導を行う。

⑵ 防疫活動の指導、援助を行う。

⑶ 食品衛生確保のための情報提供及び指導を行う。

⑷ 健康状態の把握等保健活動を行う。

６ 指定公共機関

⑴ 西日本電信電話株式会社

ア 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合に、地震防災応急対策に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用できるよう配慮する。

イ 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

ウ 地震災害の発生に備え、電気通信関係設備の応急復旧資材の備蓄を行うとともに、復旧要員の確保に配慮する。

エ 気象等警報を東海市へ連絡する。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

⑵ 独立行政法人水資源機構

ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達を行う。

イ 災害の発生に備え、資機材の整備及び点検整備等を行う。

ウ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能を維持保全するとともに、同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保に努める。

⑶ 中部電力パワーグリッド株式会社

ア 警戒宣言が発せられた場合等においても、電力の供給を確保するための対策を講ずる。

イ　発災後に備え、電力施設の予防措置及び応急復旧に必要な資機材、要員の確保のための諸策を行う。

(4) 東邦ガス株式会社

ア　警戒宣言が発せられた場合においてもガスの供給を継続する。

イ　発災後に備え、早期に適切な応急措置が実施される体制を整えておく。

７　指定地方公共機関

(1) 名古屋鉄道株式会社

ア　警戒宣言、地震予知情報等の伝達を行う。

イ　旅客の避難、救護等は、東海市指定の避難場所へ誘導する。

ウ　列車の運転規制等を行う。

エ　発災後に備えた資機材、人員等の配備手配を行う。

(2) 愛知県道路公社

ア　警戒宣言、地震予知情報等の伝達を行う。

イ　地震防災応急対策の実施に関し、次の事項を行う。

(ｱ) 交通対策に関すること。

(ｲ) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。

(ｳ) 緊急点検に関すること。

(3) 社団法人愛知県エルピーガス協会

ア　ＬＰガス設備の災害予防措置を講ずる。

イ　発災後は、ＬＰガス設備の災害復旧を行う。

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合、日赤奉仕団等

防災上必要な資機材、人員等の配備について協力する。

(2) 危険物施設の管理者その他防災上重要な施設の管理者

防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第２章　地震災害警戒本部の設置等

【基本方針】

○　気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
○　内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市は地震災害警戒本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
○　内閣総理大臣による警戒宣言の発令に伴い、警戒体制を執るべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知、東海地震に関する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）については、確実に伝達するものとする。
○　東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、東海地震に関連する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第１節 地震災害警戒本部の設置	市	1(1)　地震災害警戒本部の設置 1(3)　地震防災応急対策要員の参集等
第２節 警戒宣言発令時等の情報伝達	市及び防災関係機関	警戒宣言等の伝達
第３節 警戒宣言発令時等の広報	市	広報活動の実施
第４節 警戒宣言前の情報に基づく防災対応	市	１　警戒宣言発令に備えた準備行動の実施 ２　情報内容の周知
第５節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	市	情報収集及び関係機関に対する情報伝達等

第１節　地震災害警戒本部の設置

１　市における措置

(1)　地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに東海市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

(2)　警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令（昭和５３年（１９７８年）政令第３８５号）、東海市地震災害警戒本部条例（平成１４年（２００２年）東海市条例第４５号）及び東海市地震災害警戒対策活動規程（平成１６年（２００４年）東海市訓令第１号、以下「地震警戒規程」という。）に定めるところによる。

（資　料）

・　東海市地震災害警戒本部条例　……　（参考資料　p.8）
・　東海市地震災害警戒対策活動規程　……　（参考資料　p.9）

⑶　地震防災応急対策要員の参集等

市は、地震防災応急対策要員として、職員の参集を図り不測の事態に備えるものとする。

ア　市長は、次に定めるところにより、市職員に参集を命ずるものとする。

㋐　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき

㋑　東海地震注意情報が発表されたとき

㋒　警戒宣言が発表されたとき

イ　警戒配備及び参集方法については、市長が別に定める地震警戒規程による。

ウ　あらかじめ指名された職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）その他これらに関する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第２節　警戒宣言発令時等の情報伝達

１　警戒宣言等の伝達系統

地震予知情報等の伝達等は、次の系統図により行う。

⑴　東海地震に関連する情報（東海地震注意情報、東海地震予知情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））、気象業務法（昭和２７年（１９５２年）法律第１６５号）第１１条の２第１項及び第２項の地震情報の内容

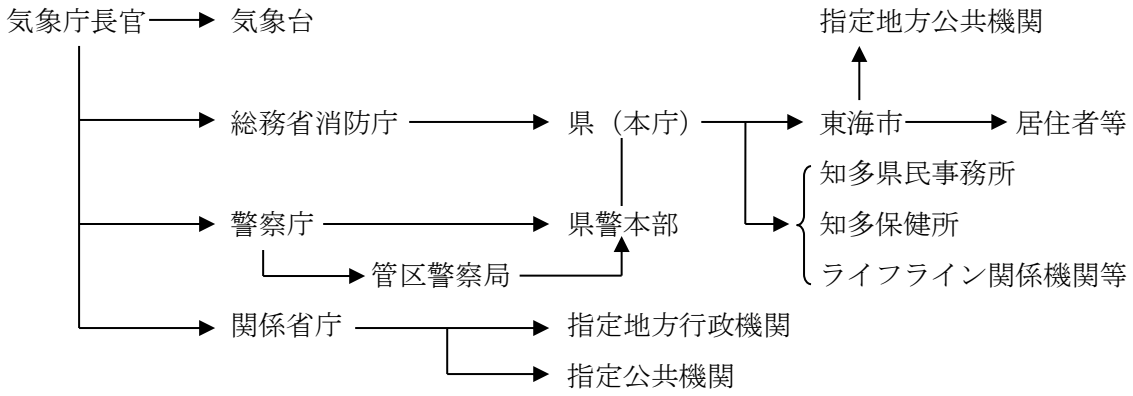

東海地震注意情報（例文）

○○年○○月○○日
△△時△△分
気象庁地震火山部

東海地震注意情報

＊＊見出し＊＊
　地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に注意が必要です。
　静岡県中西部の地殻変動データの一部に変化が現れています。この変化は、想定される東海地震の前兆現象としてのプレスリップの発生に伴うものである可能性が高くなっています。

＊＊本文＊＊
（省略）

東海地震予知情報（例文）

○○年○○月○○日
△△時△△分
気象庁地震火山部

東海地震予知情報

＊＊見出し＊＊
　地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。
　静岡県中西部の地殻変動データの一部が大きく変化しており、このままの変化が続けは、現在から２、３日以内に東海地震が発生するおそれがあると予想されます。

＊＊本文＊＊
（省略）

東海地震注意情報が発表されたときの市民に対する呼びかけ（例文）

　市民の皆さん　本日、○○時○○分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。
　これに伴い、市では、職員の緊急参集、地震警戒本部設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。
　市民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、市及び県からの呼びかけに基づいて落ち着いて行動してください。
　当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。
　また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いします。
　また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力お願いします。
　今後の地殻変動状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。
　警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道、バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきますようお願いします。
　また、警戒宣言が発せられると、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ、ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

⑵　警戒宣言の内容

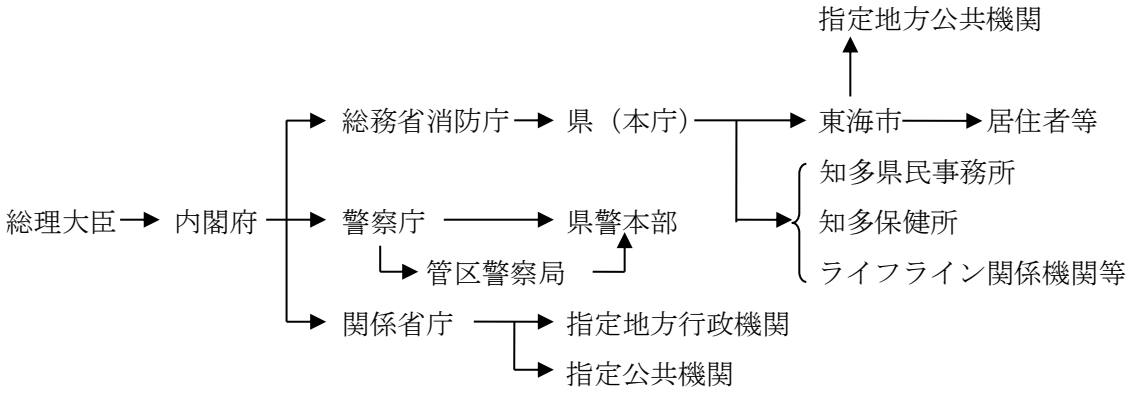

東海地震の地震災害警戒宣言及び国民に対する呼びかけ（例文）

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。
本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。
この地震が発生すると東海地震の地震防災対策強化地域内では震度６弱以上、その隣接地域では震度５強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸では大津波のおそれがあります。
地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。
地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。
なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、ラジオ、テレビに注意してください。
平成○○年○○月○○日
内閣総理大臣　　○　○　○　○

２　代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から東海市への代替伝達系統は、第３編第３章第２節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

３　市の内部伝達、住民等への伝達

県等からの地震情報を、住民及び関係機関に伝達することにより行政、地域住民、関係機関の間で情報の共有を図る。

⑴　県からの東海地震注意情報発表の通知は、勤務時間内にあっては防災危機管理課が、勤務時間外にあっては消防署警防課が収集するものとする。

⑵　庁内における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の動員方法等については、地震災害警戒対策活動規程に定めるところによる。

⑶　住民等へは、東海地震注意情報発表の報道に接したときから伝達に努めるものとする。

４　その他の防災関係機関の情報伝達

⑴　防災関係機関は、住民等が東海地震注意情報発表の報道に接した場合に予想される混乱の

発生を防止するため、職員等に次の事項を周知するとともに、住民等の照会に対し必要な応答を行うものとする。

ア　東海地震注意情報の意義及び情報収集に関する事項

イ　地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項

ウ　警戒宣言時に執るべき行動及びその準備に関する事項

(2)　庁内における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の動員方法等については、地震災害警戒対策活動規程に定めるところによる。

５　その他

(1)　警戒本部を中心とした情報の一般的収集及び伝達系統は第５節の１のとおりとし、各機関は地震防災応急対策の実施状況及び実施に必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

(2)　警戒宣言が発せられた場合、ＮＴＴ電話の利用が増加し、異常輻そうが生じ通話不能な事態の発生が予想されるので、市は平常から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼びかけることとする。したがって、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係者、警察、病院等）の通話確保のため、一般通話は発信規制される場合もある。

(3)　防災関係機関等は、警戒宣言の発令に伴う異常事態の対応に当たっては異常輻そう時の災害時優先電話により情報の収集、伝達等に努めるものとする。

第３節　警戒宣言発令時等の広報

１　広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

(1)　東海地震に関する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想並びに本市における災害危険箇所及び避難対象地区の周知

(2)　警戒宣言が発せられた場合等の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ

(3)　東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報

(4)　市長から市民への呼びかけ

(5)　交通規制の状況、公共交通機関の運行状況

(6)　ライフラインに関する情報

(7)　避難対象地区外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ

(8)　応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告

(9)　応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置

(10)　車両運転の自粛と運転者のとるべき措置

(11)　金融機関が講じた措置に関する情報

(12)　その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

（基本的な事項）

火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備、飲料水等の緊急貯水、非常持出品の点検及び確認

警戒宣言発令時の市長から市民への呼びかけ（例）

市民の皆さん、すでにご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日○○時○○分、東海地震の警戒宣言を発しました。 この地震が発生しますと東海市では、震度６弱以上のかなり強い揺れが予想されますので十分注意してください。 既に、市をはじめ防災関係機関では、職員が警戒配備に就き防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。 まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。次に消火の準備や飲料水汲み置きなど、できる限り準備をしてください。 それ以上に大切なことは皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。 市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと念願し、ただ今、全力を傾注しています。 また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いします。

２　広報手段等

広報は、防災行政無線、地震防災信号、広報車、報道機関又は自主防災組織等の手段を用いて行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

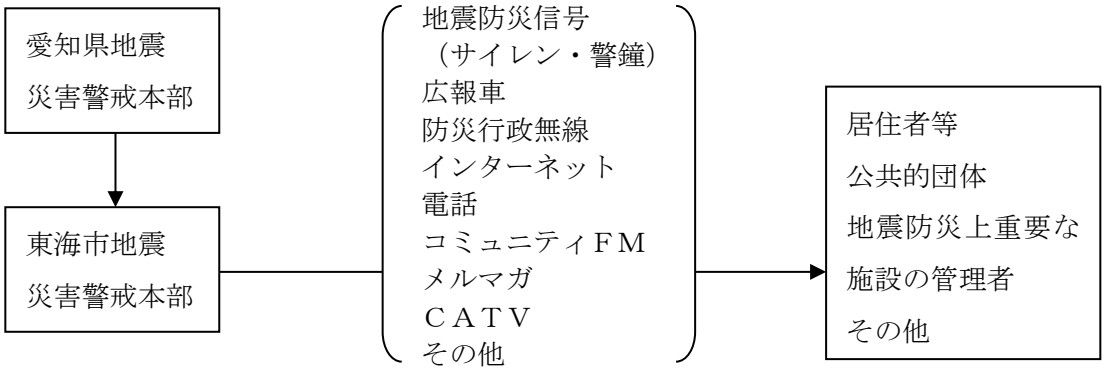

地震防災信号　（大規模地震対策特別措置法施行規則）

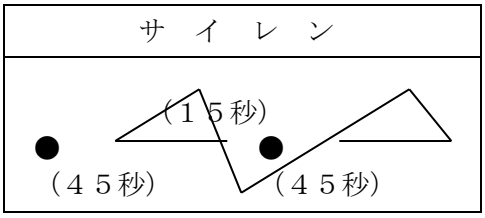

（注）サイレン又は警鐘は、適宜の時間継続すること。

第４節　警戒宣言前の情報に基づく防災対応

１　準備行動

東海地震注意情報が発表された場合、市長は自衛隊の受入れの準備や物資の点検、必要に応じ、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

２　情報内容の周知

市長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動をよびかけるものとする。また、市の準備体制の状況について、居住者等に適切に情報提供を行う。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）時は、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡職員の確保等必要な対策を執るものとする。

第５節　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

市及びその関係機関は、警戒宣言発令後の避難状況等の情報収集及び伝達活動を行うものとする。

１　収集及び伝達系統

市内における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行うものとする。

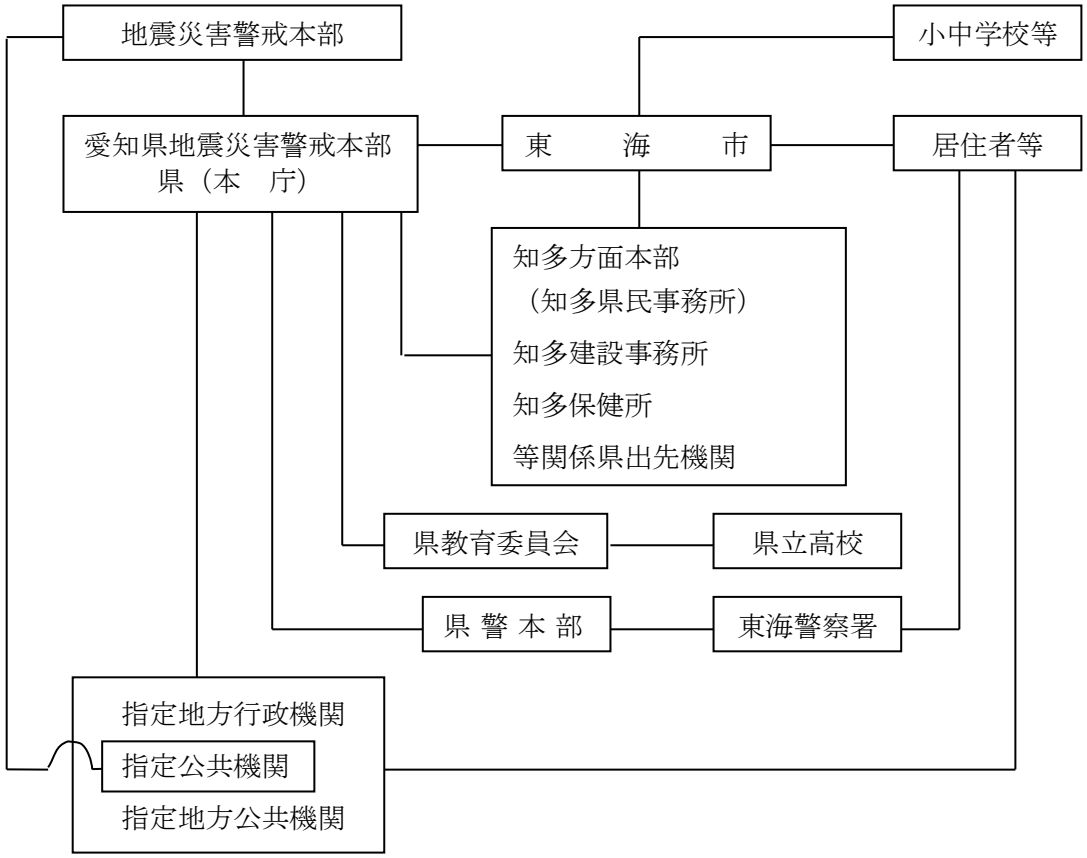

２　報告事項

避難状況、応急対策実施状況等の報告事項は、別記様式（様式１、様式２）により行うものとする。

３　報告時期

別記様式による報告事項の報告時期は、様式１については警戒宣言発令後１時間以内に、様式２については次のとおりとする。

報 告 事 項	報 告 時 期
①　避難の経過	危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに
②　避難の完了	避難に係る措置が完了した後速やかに
③　東海地震予知情報の伝達、避難指示	それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次
④　消防、水防その他応急措置	
⑤　応急の救護を要すると認められる者の救護､保護	
⑥　施設・設備の整備及び点検	
⑦　犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持	
⑧　緊急輸送の確保	
⑨　食糧・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備	
⑩　その他災害の発生の防止･軽減を図るための措置	

（資　料）

- 避難・地震防災応急対策の実施状況報告　速報用（様式１）……　（様式集　p. 12）
- 避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式２）……　（様式集　p. 13）

第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配

【基本方針】

○　市は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、食糧、生活必需品、医薬品等を確保するため、東海商工会議所の応援を求めて市内商工業者の在庫物資の供給確保に努めるとともに、県等の備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。また、災害応急対策を実施するために、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合においては、必要な資機材の整備及び防疫、医療等の措置に必要な人員を配置するものとする。

○　地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認める場合は、市長は、大震法第２７条第１項の定めにより、区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地、建物等の占有者等に大震法施行令第１３条の定める通知等をするものとする。この措置を執ったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第２７条第６項の定めにより、補償するものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第１節 食糧、生活必需品、医薬品等の確保	市	1　食糧の確保 2　生活必需品の確保 3　医薬品等の確保
第２節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	市	1(1)　緊急輸送確保用資機材及び人員の配備 1(2)　給水確保用資機材及び人員の配備 1(3)　浸水対策用資機材及び人員の配備 1(4)　廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材並びに人員の配備 1(5)　防疫用資機材及び人員の配備 1(6)　医療救護用資機材及び人員の配備 1(7)　応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理用資機材の確保及び人員の配備
	県	2　医療救護用資機材及び人員の配備
	名古屋鉄道株式会社	3(1)　応急復旧用資機材･機器の所在等確認 3(2)　必要により応急復旧体制の確立
	中部電力パワーグリッド株式会社	4　電気供給確保用資機材及び人員の配備
	東邦ガス株式会社	5　ガス供給確保用資機材及び人員の配備
	西日本電信電話株式会社	6　通信確保用資機材及び人員の配備

第１節　食糧、生活必需品、医薬品等の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の被災者救護のために、必要な食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄を図るものとする。

これに要する人員体制は、地震警戒規程の定めるところによるものとする。

１　食糧の確保

食糧の確保を図るため、市が保有する災害用備蓄物資の放出措置を執るとともに、東海商工会議所の応援を求めて市内商工業者から食糧と合わせて調味料、副食物、食器類及び調理器具等の在庫物資の供給確保に努めるものとする。

なお、市内で調達不可能な場合を予想して、県、日赤愛知県支部、近隣市町等に対して協力を要請し、物資の供給確保に努めるものとする。

（注）食　糧　　米、乾パン、缶詰類、乳児用ミルク、クラッカー等
副食物　　漬物、缶詰類等
調味料　　塩、しょう油、みそ等
食器類　　ガス調理器、なべ、かま、はし、食器、コップ、ほ乳瓶等

２　生活必需品の確保

市は、地震が発生した場合に備え、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の備蓄を図るものとする。また、東海商工会議所の応援を求めて市内商業者の在庫物資の供給確保に努めるとともに、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗については、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう要請に努めるとともに、必要な物資の輸送についての対策を講じるものとする。更に、県、日赤愛知県支部、近隣市町村等に備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。

（注）　生活必需品　　毛布、衣類、洗面具、タオル、ちり紙、洗剤、懐中電灯、燃料等

３　医薬品等の確保

市は、発災に備え医薬品等を平常医療用と合わせて発災後の医療活動用として備蓄に努めるものとする。

医薬品等は、市内６箇所の救護所に設置する医師用救急医療セットと町内会・自治会に設置する救急薬品セットを始め市内医療機関及び薬局の協力により確保するものとする。

なお、市内で医薬品等の供給確保が困難な場合は、県、日赤愛知県支部等に備蓄品の放出を要請するものとする。

（注）　応急医薬品　　包帯、ガーゼ、救急用ばんそうこう、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、三角巾等

（資　料）

・　救急医療セット（救護所医師用）品目一覧　……　（附属資料　p.62）

第２節　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

１　市における措置

⑴　緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合には、発災後における人命救助と緊急輸送道路を確保するため、建設土木業者の協力を得ておよそ次のような応急復旧用資機材及び労力の確保等の準備を行うものとする。

⑵　給水確保用資機材及び人員の配備

ア　市は、震災に備え居住者等の飲料水等の貯水のため、配水池の配水操作に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用の工具、車両等の確保及び現況の資機材の整備点検を行う。

また、災害に備え県並びに市内の水道工事業者及び水道災害相互応援に関する覚書を締

結している県内の水道工事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

イ　災害復旧対策の配備は、次のとおり整えるとともに、市災害対策活動要綱による。

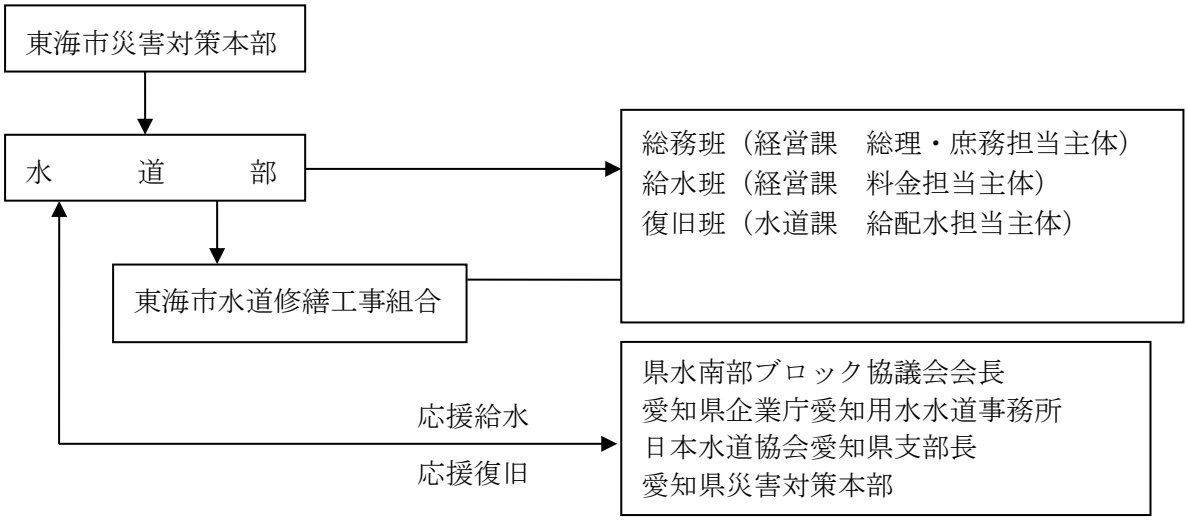

(3)　浸水対策用資機材及び人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう非常配備の体制を整える。

このため、浸水対策用資機材を備蓄するとともに、人員の配備については市災害対策活動要綱による。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、第３非常配備協力会社及び県へ応援を要請するものとする。

(4)　廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材並びに人員の配備

ア　一般廃棄物処理施設

市は、西知多医療厚生組合に対し、地震災害が発生した場合に備え、速やかに、一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、復旧稼働できる体制の確保を要請するものとする。

イ　ごみ処理

市は、地震災害により倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備え、これらの廃棄物の収集及び運搬が速やかに行えるよう人員体制及び資機材を確保するものとする。

ウ　し尿処理

市は、地震災害により家屋の倒壊、水道の断水等によりトイレが使用不可能となった場合に備え、簡易トイレを確保するものとする。このための人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(5)　防疫用資機材及び人員の配備

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化地域等に対して、消毒、清潔方法、そ族昆虫等の駆除並びに検病調査及び健康診断を実施するものであり、その緊急時に対応できるよう配備体制を整え、保健所及び医療機関の全面的な協力を得るものとする。

⑹　医療救護用資機材及び人員の配備

ア　市は、東海地震注意情報が発表された段階から応急的な医療救護活動の準備として次のような措置を行うものとする。

㋐　病院を拠点として、医療救護活動の準備を進めるとともに、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会との連携を密にし、機能を確保するものとする。

㋑　医療救護は、市内６箇所を拠点に救護所を設置し実施する。

㋒　発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、市は、県に対し、その編成及び派遣の準備を要請するものとする。

イ　市内の救急患者の入院及び手術可能医療施設は、次のとおりである。

㋐　小嶋病院

㋑　公立西知多総合病院

⑺　応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理用資機材の確保及び人員の配備

市は、災害発生に備えて、応急仮設住宅建設場所を確保する。警戒宣言発令に伴い県へ応急仮設住宅建設についての協力要請を行う。

また、住宅応急修理用資機材の確保に努め、人員配備体制を整える。

２　県における措置

⑴　医療救護用資機材及び人員の配備

県は、状況により、本市の要請に基づき、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成及び派遣の準備を行い、災害発生に備える。

ア　医療救護班は、おおむね医師１～３人、看護師２～３人、事務員等（薬剤師等を含む。）１～２人とする。

イ　医療救護の医薬品その他の衛生器材は、災害用救急箱として整備しておくものとする。

ウ　県は、市の要請に備え、県立病院の医療救護班の編成を行うとともに、日本赤十字社愛知県支部及び県医師会に対し、災害救助に関する協定に基づく医療救護班派遣要請の準備を行う。

３　名古屋鉄道株式会社における措置

名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備えて、およそ次のような措置を講ずるものとする。

⑴　応急復旧用資材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材及び機器についてもその所在を確認する。

⑵　必要に応じ、あらかじめ定めてある要員により応急復旧体制を執る。

４　中部電力パワーグリッド株式会社における措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

⑴　車両等を整備及び確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧用資機材が不足する場合、他事業場へ依頼する。

⑵　あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ請負工事会社及び他事業場へ応援を依頼する。

５　東邦ガス株式会社における措置

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。

⑴　車両等を整備及び確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧資機材が不足する場合、取引先、メーカー、他ガス事業者等へ融通を依頼する。

⑵　あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ関連工事会社、他ガス事業者等へ応援を依頼する。

６　通信事業者及び移動通信事業者における措置

⑴　西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

⑵　あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

第４章　発災に備えた直前対策

【基本方針】

○　警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
　なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第１節 避難対策	市	1(1)　避難対象地区の指定 1(2)　避難対象地区の広報等 1(3)　避難対象地区事業所等の対策 1(4)　警戒区域の設定等 1(5)　避難救護等の対策 1(6)　避難場所の運営体制の整備
	県警察	2(1)　避難の際における警告、指示等
	県公安委員会	3　避難場所周辺道路等の交通規制の実施
	第四管区海上保安本部	4(1)　船舶、臨海施設等に対する警戒宣言等の伝達・周知 4(2)　遊泳者等に対する警戒宣言等の周知 4(3)　津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告（港則法） 4(4)　海上保安官による立退き指示 4(5)　海上保安官による警戒区域の設定及び区域外への退去等指示
	学校等	5(1)　児童生徒等の安全確保 5(2)　実態に即した具体的な対応方法の決定 5(3)　児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 5(4)　施設設備に対する安全点検
第２節 消防、浸水等対策	市	1(1)　出火、混乱の防止等 1(2)　浸水対策
第３節 社会秩序の維持対策	県警察	1(1)　警備本部の設置 1(2)　警備要員の参集 1(3)　混乱防止の措置 1(4)　不法事案に対する措置 1(5)　避難に伴う措置 1(6)　自主防災活動に対する支援
	第四管区海上保安本部	2　海上における情報の収集、警戒、取締り
第４節 道路交通対策	県公安委員会	1　交通規制による道路交通の確保
	県、県公安委員会及び道路管理者	2　警戒宣言時の交通規制等に関する事前の情報提供及び運転者のとるべき措置の周知徹底
第５節 鉄道	名古屋鉄道株式会社	1(1)　平常通運行及び輸送力増強、旅客への速やかな帰宅の案内等 1(2)　列車の強化地域進入禁止等、旅客への情報伝達及び列車の運行情報等の案内
第６節 バス	知多乗合株式会社	1(1)　対策本部の設置 1(2)　バスの市内進入規制、運行停止等

第７節 海上交通	第四管区海上保安本部	1(1)　船舶に対する避難勧告及び入港制限等（港則法） 1(2)　船舶交通の整理・指導 1(3)　臨海施設等危険物取扱施設に対する事故防止に係る指導
第８節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	市	1(1)　水源の確保 1(2)　緊急体制の確立
	県	2　水道事業者及び水道用水供給事業者に対する水道用水の緊急応援命令
	中部電力パワーグリッド株式会社	3(1)　電力施設の予防措置 3(2)　電力の緊急融通 3(3)　安全広報
	東邦ガス株式会社	4(1)　ガス供給の継続 4(2)　重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等
	通信事業者	5　地震防災応急対策実施上の重要通信の確保
	日本放送協会名古屋放送局及び知多メディアスネットワーク㈱	6　市への協力
第９節 生活必需品等の確保	市	生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 各家庭における１週間分程度の飲料水、食糧等の備蓄についての周知徹底（平常時から）
第１０節 郵便事業対策	日本郵便株式会社	1(1)　業務の取扱い停止 1(2)　窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の店頭提示 1(3)　屋外業務従事者の帰店
第１１節 病院及び診療所	病院及び診療所	院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する情報提供等（東海地震注意情報発表） 外来診療中止の判断（警戒宣言発令）
第１２節 百貨店等	百貨店等	営業中止の判断（警戒宣言発令）
第１３節 緊急輸送	市、県及び関係機関	1(1)　緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1(2)　確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定
	県	2　市町村からの輸送手段確保要請に対する関係機関等に対する協力要請
	中部運輸局	3　海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示
	第四管区海上保安本部	4　要請による人員、物資の海上緊急輸送

第１節　避難対策

警戒宣言時、住民等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。ただし、建物の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な場所が確保できない場合には、広域避難場所に避難するものとする。

なお、各家庭においては、飲料水、食糧、その他の生活必需品、生活用品や屋外での避難、待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

１　市における措置

(1)　警戒宣言時に避難情報の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）は、がけ地崩壊危険地域等で地震が発生すると同時又は発生後間をおかないで大被害が予想される地域で、あらかじめ定める区域とする。

（資　料）

- 急傾斜地崩壊危険区域　……　（附属資料　p. 14）
- 急傾斜地崩壊危険箇所　……　（附属資料　p. 14）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域　……　（附属資料　p. 15）

(2)　避難対象地区の広報等

ア　市は、避難対象地区の居住者等に次の事項などの周知徹底を図るものとする。

(ｱ)　区域の範囲

(ｲ)　想定される危険の種類

(ｳ)　避難場所

(ｴ)　避難場所に至る経路

(ｵ)　車による避難が行われる地域及び対象者、手法等

(ｶ)　避難の指示の伝達方法

(ｷ)　避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

(ｸ)　その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止）

イ　警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区への避難指示等の手段は、第２章第３節の２に掲げる広報手段等に準じて行うものとする。

(3)　避難対象地区事業所等の対策

大震法第７条第１項各号に掲げる施設又は事業所のうち、避難対象地区にあるものを管理し、又は運営する者は、施設又は事業所の従業者、収容者等に対し、(2)のアに掲げる事項について、あらかじめ十分な周知を図るものとする。この場合において、保育園、幼稚園及び学校は(2)に掲げる事項に加えて、園児、児童及び生徒の引渡し方法並びに登下校（園）時の措置について、保護者に対し周知を図るものとする。

(4)　警戒区域の設定等

ア　市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について避難指示等を行い、警戒区域の指定を行うとともに、次の措置を執るものとする。

(ｱ)　地域防災無線、広報車等による避難の指示等の周知

(ｲ)　愛知県地震災害警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼

(ｳ)　避難対象区域の自主防災会、施設及び事業所への集団避難の指示

(エ) 東海警察署への避難指示等を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
(オ) 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備
(カ) 警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
(キ) 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施

イ　避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合の居住者等の避難場所は、広域避難場所とする。この場合、居住者等は発災に備えて安全を保ちながら避難するものとする。

ウ　市は、アの規定により開設する避難場所ごとに発災後における避難場所への収容日数等を勘案して必要な設備資機材の配備、食糧等生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行うものとする。

エ　アに掲げる避難指示等があったときは、対象区域の自主防災会、施設又は事業所は、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置を執るものとする。

オ　避難場所で運営する避難生活については、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営することができるものとする。

カ　避難場所へ避難しようとする者は、避難生活に必要な食糧、飲料水等の物資を持参するものとする。ただし、滞留者その他やむを得ない理由がある者については、この限りでない。

キ　避難対象地区の居住者等が避難場所まで避難する方法については、徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難として市が指定した避難対象地区の居住者等については、車両による避難ができるものとする。

(5)　避難救護等の対策

ア　市は、あらかじめ自主防災会等の単位に、避難行動要支援者の避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

イ　警戒宣言に基づき、市長から(4)に掲げる避難の指示が行われたときには、アに掲げる者の避難場所までの介護又は担送は、原則として、本人の親族又は本人が属する自主防災会が指定する者が担当するものとし、市は自主防災会等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ　警戒宣言が発せられた場合、市は、(4)のオただし書きに掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。

エ　市は、避難場所を開設した場合は、救護に必要な物資、資機材の配備及び確保を図るため、次のような措置を執るものとする。

(ア) 非常用電源設備、給水用資機材その他防災用資機材の調達
(イ) 県に対し、県が備蓄する食糧及び物資の放出等の要請
(ウ) 避難者に対し、避難生活に必須の食糧、飲料水等の物資の自給の要請
(エ) その他必要な措置

オ　市は、避難場所を開設した場合において、避難者が滞留者その他やむを得ない理由によ

り避難生活に必要な食糧、飲料水等の物資を持参することができない者であるときは、次のような救護措置を行うものとする。

㈠　主要食糧及び毛布の供与

㈡　飲料水の供与

㈢　その他必要な救護措置

⑹　避難場所の運営体制の整備

避難場所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

２　県警察における措置

⑴　避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、市長が前記１に定める避難のための立退きの指示をすることができないと認めるとき又は、市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きを指示する。

⑵　警察官が上記の措置を取ったときは、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。

３　県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合は、市内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため、次により、歩行者若しくは車両の通行を禁止し、又は制限する。

⑴　避難場所周辺道路については、警戒宣言が発せられた場合の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

ア　幅員３．５メートル未満の道路は、避難場所から概ね２００メートルの間、車両の通行を禁止する。

イ　幅員３．５メートル以上の道路は、避難場所から概ね２００メートルの間、車両の通行を禁止するほか、歩行者用道路、一方通行、指定方向外進行禁止の規制等により車両の通行を抑制する。

⑵　その他の道路の交通規制

前記以外の道路については、車両の通行、避難者の避難状況等に応じて車両の通行禁止・制限、一方通行等の交通規制を実施する。

４　第四管区海上保安本部における措置

⑴　第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発表された段階から、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達系統により、警戒宣言その他地震に関する情報の伝達・周知を行う。

⑵　第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発表された段階から、つり客等に対して、船舶、航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図る。

⑶　第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行う。

⑷　警戒宣言が発せられた場合において、市長が避難のため立退きを指示することができない

と認めるとき、又は市長から要求があったときは、海上保安官は立退きを指示する。
　海上保安官が立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

⑸　人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、海上保安官は警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。
　海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

５　学校等における措置

学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）の児童、生徒等の安全対策については、次のとおり取り扱うものとする。

⑴　児童、生徒等の安全を確保するため、原則として、東海地震注意情報が発表された場合、次のとおり取り扱うものとする。

ア　児童、生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ　児童、生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ　児童、生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童、生徒等は登校させない。

⑵　学校等においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

⑶　東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童、生徒等及び保護者その他関係者に周知しておくものとする。

⑷　施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置を執るものとする。

６　滞留者の対策

警戒宣言が発せられた場合の鉄道の運転及びバスの運行に関する規制、自動車の交通規制による通行禁止又は商用等による滞留者が市内に生じたときは、次のような措置を執るものとする。

⑴　鉄道の運転規制により生じた滞留者は、第５節「鉄道」により措置する。

⑵　バスの運行規制により生じた滞留者は、第６節「バス」により措置する。

⑶　自動車の交通規制により生じた滞留者は、自動車を緊急輸送車両及び避難者の支障とならない場所へ安全を確認して駐車する。

⑷　滞留者のうち自己の責任において行動を希望する者以外は、最寄りの避難場所へ避難する。

⑸　市で開設した避難場所での滞留者への対応は、第１節１の⑸のオにより行う。

第２節　消防、浸水等対策

１　市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び消防団が出火、混乱の防止等に関して講ずる措置として、地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものと

し、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等の準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

⑴　市は、消防機関が出火、混乱の防止等に関して講ずる措置として、地域防災計画に基づき、次の対策を定める。

ア　火災発生の防止及び初期消火活動について居住者等への広報

イ　火災の発生に備え、部隊及び消防車両等の資機材の事前配備

ウ　地震予知情報等の収集、伝達及び周知並びに広報体制の確立

エ　第５節に定める避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保

オ　施設、事業所等に対する地震防災応急計画実施の指導

カ　火災の早期発見等のため市街地等を見渡すことができる高所を確保し、見張り及び警戒巡視の実施

キ　自主防災会、自衛消防隊等の防災活動に対する指導

ク　その他必要な措置の実施

⑵　浸水対策として、市は、次のような措置を執るものとする。

ア　監視及び警戒を強めるとともに、河川等の管理者への連絡通報を実施する。

イ　浸水対策用資機材の点検、整備及び配備を実施する。

ウ　その他必要な措置を実施する。

第３節　社会秩序の維持対策

１　県警察における措置

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

⑴　警備本部の設置

警察は、東海地震注意情報が発表された段階から、警察署に東海地震警戒警備本部を設置して警備体制を確立する。

⑵　警備要員の参集

警察職員は、東海地震注意情報の発表を知ったときは、警察署長の定めるところにより、自動的に参集して、警備活動に従事する。

⑶　混乱防止の措置

ア　警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ　正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

⑷　不法事案に対する措置

ア　窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

イ　その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

⑸　避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

⑹　自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

２　第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第４節　道路交通対策

１　県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。このため、県公安委員会は、道路管理者と協力して適切な交通規制を実施し、交通混雑の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

⑴　交通対策の基本方針

警戒宣言が発せられた場合における交通対策の基本は、次のとおりとする。

ア　強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ　強化地域内への一般車両の流入は極力制限する。

ウ　強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ　避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

⑵　警戒宣言発令時における交通規制の内容及び方法

警戒宣言が発せられた場合は、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するため、次の要領により歩行者若しくは車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア　広域交通規制道路及び広域交通検問所

警戒宣言が発せられた場合における強化地域及びこれに隣接する地域の交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送の確保を図るため、広域交通規制道路を指定し、広域交通検問所を設置して、必要な交通規制、通行車両のう回及び誘導並びに自動車利用の抑制の要請等を行う。

イ　強化地域を対象とする規制

㈠　第１次的には、指定する路線及び区間について、緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両（以下「緊急輸送車両等」という。）以外の車両の通行を禁止す

る。

㈠　前記アの目的を達するため、交通検問所を設置して、必要な交通規制、誘導及び自動車使用制限の要請等を行う。

㈡　前記ア以外の道路について、緊急輸送車両等の通行を確保すべき必要がある場合には、指定する路線、区間その他の関連道路について車両の通行を禁止し、又は制限する。

ウ　関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するものとする。

エ　交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大震法施行規則（昭和５４年（１９７９年）総理府令第３８号）第５条に定める表示を設置して行うが、緊急を要するとき、又は設置が困難であるときは、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

オ　広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、ラジオ、看板等により適時、適切な広報を実施する。

(3)　交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア　通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ　強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力制限する。

ウ　通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報及び指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(4)　交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

本市内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

２　県、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

(1)　車両を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

(2)　車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第５節　鉄道

１　名古屋鉄道株式会社における措置

名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言発令時等における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア　列車の運行

㈠ 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

㈡ 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ　旅客への対応

㈠ 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

㈡ 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

㈢ 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

㈣ ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア　列車の運行

㈠ 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

㈡ 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ　旅客への対応

㈠ 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

㈡ 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第６節　バス

１　知多乗合株式会社における措置

知多乗合株式会社は、警戒宣言発令時等におけるバス、乗客等の安全を確保するため、次の

措置を講ずるものとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、発災に備え、初期体制を確立し、速やかに効果的諸活動の運営を期するため、直ちに対策本部を設置する。

(2) 知多乗合株式会社対策本部長は、直ちに定められた連絡所において乗務員に対し連絡を取り、次の措置を講ずる。

ア　本市内へ進入するバスの乗務員に対しては必要な指示を与え、進入を規制する。

イ　本市内を運転中のバスの乗務員に対しては乗客に所要の措置を執らせ、直ちに運行を停止する。

第７節　海上交通

１　第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。

(1) 津波による危険が予想される海域に係る船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対し移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。

(2) 港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。

(3) 臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の流出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。

第８節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

警戒宣言が発せられた場合は、飲料水、電気及びガスの供給並びに通信、放送の発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため関係機関は、必要な措置をとるものとする。

１　市における措置

(1) 水源の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を居住者等に強力に呼び掛けるとともに、次の措置を講ずるものとする。

ア　居住者等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないよう、連続して配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

イ　県水に対し、緊急受水の要請を行うとともに、上野浄水場及び知多浄水場系統の市町との緊密な連絡の下に、お互いに支障をきたさないようにする。また、場合によっては県水の緊急連結管の活用を図り水源の確保に当たる。

ウ　飲料水がなお不足する場合も予測し、飲料水利用プール、更に災害の程度によっては、防火用水、ため池等を第２水源として、ろ水機により浄化できるよう確保を図る。

(2) 緊急体制の確立

ア　警戒宣言が発せられた場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

イ　給水体制の確保

㈠　応急給水量について

応急給水量は、被災後の経過日数ごとに、目標水量及び運搬距離を定め、確保するものとする。

㈡　応急給水の対象者

応急給水の対象は、被災により水道、井戸等の給水施設が破損して飲料水が得られない被災者とする。

㈢　応急給水の方法

水道の代替手段としては、１飲料水利用プール、２防火用水、３ため池の順位によって供給する。

ウ　応急復旧体制及び応援体制の確立

応急給水作業と並行して応急復旧作業を図り、早期通水を第一とし、市水道工事事業者と連絡を密にして仮設配水管及び仮設共用栓を布設し、災害時の緊急体制を確立する。

また、市は自ら飲料水の供給あるいは給水復旧が困難であるときは、市水道工事事業者のほか、県及び水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者に応援を求めるものとする。

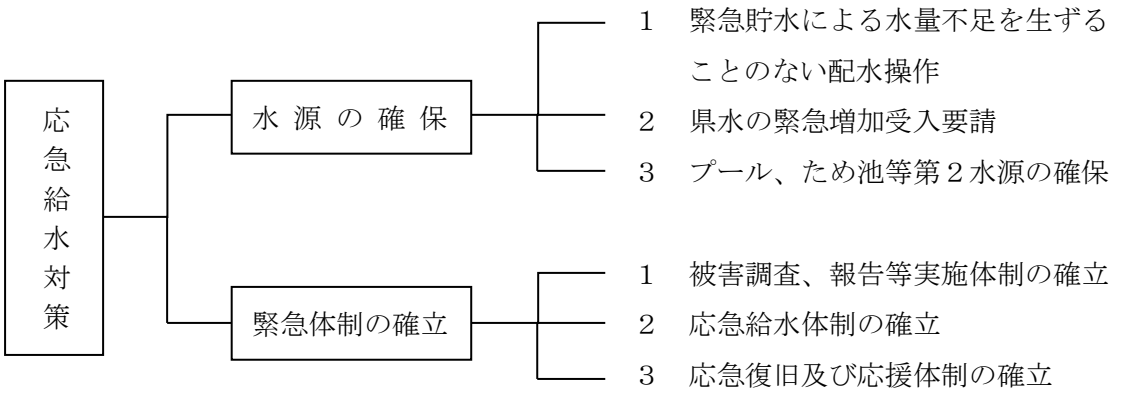

２　県における措置

県は、上水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法（昭和３２年（１９５７年）法律第１７７号）第４０条に基づく水道用水の緊急応援を命ずるものとする。

３　中部電力パワーグリッド株式会社における措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1)　電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険にかんがみ、作業員の安全に十分配慮する。

ア　特別巡視、特別点検

変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ　応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

⑵　電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

⑶　安全広報

テレビ、ラジオ等の報道関係機関及びＷｅｂサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

４　東邦ガス株式会社における措置

警戒宣言等が発せられた場合は、東邦ガス株式会社では、次の措置を行う。

⑴　警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

⑵　重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

５　通信事業者における措置

警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、西日本電信電話株式会社では、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

⑴　「警戒宣言」発令に伴う諸措置

ア　警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達

警戒宣言等に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。また、地震防災等に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、各防災関係機関との連絡担当を明確に定めるものとする。

イ　警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに準備警戒の措置を執るとともに、地震災害警戒本部を設置する。

ウ　情報等の収集及び伝達

地震災害警戒本部は、国や市町村等から発信される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の伝達経路により相互伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震応急対策に反映させる。

エ　地震防災応急対策等に関する広報

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ、ラジオ

放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

㈠　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

㈡　電報の受付及び配達状況

㈢　加入電話等の開通、移転等の工事及び障害修理等の実施状況

㈣　西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

㈤　災害用伝言ダイヤルの利用方法

㈥　利用者に対し協力を要請する事項

㈦　その他必要とする事項

オ　通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

カ　災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の提供

警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。

なお、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも実施する。

キ　復旧用資機材、車両等の確認と広域応援計画に基づく手配

警戒宣言が発せられた場合は、災害復旧等に係わる組織（対策要員）においては、速やかに地震災害警戒本部に参集する。

復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認並びに広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

また、発災後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な次の車両については、あらかじめ緊急輸送用として特別許可（緊急通行車両の事前申請）を得ておくものとする。

㈠　移動無線車、移動電源車

㈡　災害対策用機器及び応急復旧用資機材運搬用車両

㈢　工事用車両、特殊車両

㈣　広報車、その他災害応急復旧対策上必要な車両

ク　建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合は、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

ケ　工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合は、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配意するものとする。

６　日本放送協会名古屋放送局及び知多メディアスネットワーク㈱における措置

日本放送協会名古屋放送局及び知多メディアスネットワーク㈱は、警戒宣言が発せられた場合は、市と協力して防災・減災に向けた活動を行う。

第９節　生活必需品等の確保

１　市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合は、食糧等生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

また、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食糧等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り１週間分程度、最低でも３日分の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、市は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第１０節　郵便事業対策

１　日本郵便株式会社における措置

日本郵便株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、混乱を防止するため、次の措置をとるものとする。

⑴　警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止するものとする。

⑵　警戒宣言が発せられた場合は、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を店頭に提示するものとする。

⑶　警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自店に戻るものとする。

第１１節　病院及び診療所

１　病院、診療所における措置

病院及び診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第１２節　百貨店等

１　百貨店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食糧品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第１３節　緊急輸送

１　県、市及び関係機関における措置

⑴　県、市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

⑵　確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

２　県における措置

県は市から輸送手段の確保について要請があった場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。

３　中部運輸局における措置

中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合は、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

４　第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、人員、物資の海上緊急輸送の要請があった場合は、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

５　緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

⑴　応急対策作業に従事する者

⑵　医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者

⑶　食糧、飲料水、その他生活必需品

⑷　医薬品、衛生材料等

⑸　救援物資等

⑹　応急対策用資材及び機材

⑺　その他必要な人員、物資及び機材

６　緊急輸送の方針

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送は、県、市の関係機関等が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとする。

なお、実施に当って輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとし、その実施に当たり具体的に調整すべき問題は県及び市警戒本部において、必要な調整を行うものとする。

７　緊急輸送道路

警戒宣言が発せられた場合、本市域における緊急輸送道路は、参考資料（図面３）のとおりである。

（資　料）

・　緊急輸送道路図　……　（参考資料　図面３）

８　緊急輸送基地等の設定

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送基地及び物資集積地点を設定する。

９　緊急輸送車両の運行確保

⑴　緊急輸送車両の確認及び標章と証明書の交付

県公安委員会が大震法第２４条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、大震法施行令第１２条の規定により緊急輸送車両の確認を行うものとする。

また、緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、県公安委員会（東海警察署）へ災害発生前に、緊急輸送車両であることの確認を受け、標章及び証明書の交付を受けるよう努める。

これにより、県公安委員会が災害対策法第７６条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策等にあたることが可能となる。

⑵　緊急輸送車両確認の申請手続

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両については、様式第６の緊急輸送車両確認申出書を下記申出先へ提出する。

・　申出先

ア　平常時

東海警察署交通課（東海市を管轄する警察署。市で取りまとめ、一括して申し出る。）

イ　災害発生時及び警戒宣言発令時の手続

県（県庁、各県民事務所等）

⑶　標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認されたときは、「緊急輸送車両確認証明書」及び「標章」が交付される。

（資　料）

・　緊急輸送車両確認申出書（様式第６）　……　（様式集　p. 15）
・　標章（様式第７）　……　（様式集　p. 15）
・　緊急輸送車両確認証明書（様式第８）　……　（様式集　p. 16）

第５章　市が管理又は運営等する施設に関する対策

【基本方針】

○　警戒宣言が発せられた場合は、自ら管理する道路、河川、不特定多数の者が出入する施設等において地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
　なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。
　また、市は、あらかじめ消防計画により警戒宣言が発せられた場合の混乱を防止し、安全を確保するための措置をとるよう定めるものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第１節 道路	市	１　巡視等による交通状況、工事中箇所並びに通行止め箇所の把握及び工事の中断等
第２節 河川及び海岸保全施設等	市、県及び名古屋港管理組合	１(1)　巡視等による状況把握、防災応急措置及び工事の中断等 １(2)　水門及び樋門の閉鎖、工事の中断等及び非常用発電装置の準備、点検等
	独立行政法人水資源機構愛知用水総合事業部	防災体制の確立
第３節 農業用施設	施設管理者	巡視等による状況把握及び工事の中断等
第４節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	市	１　警戒宣言時の情報伝達及び退避等の措置

第１節　道路

１　市における措置

市は東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する道路のうち、特に緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊等が想定される危険箇所を主体に緊急点検を行うため道路巡視を実施して、交通状況、工事中断箇所又は通行止め箇所を把握するとともに、必要な安全対策を講じたうえで、工事中の道路における工事の中断等の措置を執るものとする。

さらに、日常から道路及び橋梁施設等の点検調査及び耐震診断を実施し、今後計画的に改良を図る。

緊急点検巡視の具体的な実施体制及び実施方法については、あらかじめ定めておくものとする。

第２節　河川及び海岸保全施設等

１　市、県、名古屋港管理組合及び企業における措置

(1)　市における県管理の河川及び海岸保全施設、名古屋港管理組合及び企業の港湾施設は次のとおりで、これらの施設は、ほとんどが人工川岸かブロック護岸を形成している。平水時に地震の発生により護岸等にき裂、陥没等の被害が生じても大きな浸水被害は生じないものと

想定されるが、東海地震注意情報が発表された段階から、必要に応じて所管する河川施設及び海岸保全施設並びに名古屋港管理組合管理等の港湾施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は、中断等の措置をとるものとする。

(2)　河川、海岸、港湾等の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門及び樋門の閉鎖、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策等を講じたうえで、工事の中断等の措置を講ずるものとする。この場合において、内水排除施設等は施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

区　　分	河　川　名　等	管　　理　　者
二級河川	大田川	愛知県
二級河川	渡内川	愛知県
二級河川	中川	愛知県
二級河川	信濃川	愛知県
二級河川	横須賀新川	愛知県
二級河川	天白川	愛知県
準用河川	横須賀新川	東海市
準用河川	中川	東海市
準用河川	富田川	東海市
準用河川	上野新川	東海市
準用河川	大田川	東海市
準用河川	土留木川	東海市
準用河川	奥山川	東海市
ふ　　頭	横須賀ふ頭	名古屋港管理組合
ふ　　頭	新宝ふ頭	企業
ふ　　頭	東海元浜ふ頭	企業

２　独立行政法人水資源機構愛知用水総合事業部における措置

独立行政法人水資源機構愛知用水総合事業部は、警戒宣言が発せられた場合、発災による愛知用水基幹施設、一般住民等への被害の軽減又は防止を図るため、次のとおり防災体制を確立する。

(1)　防災本部

警戒宣言が発せられた場合の防災に関する業務の適切な遂行を図るため、防災本部を愛知用水総合事業部内に設置する。また、関係各支所、管理所に支部を設置する。

防災本部
- 牧尾支所
- 犬山支所
- 長久手管理所
- 東海管理所
- 武豊支所

⑵　情報連絡

警戒体制及び情報の伝達は、別に定める防災体制の伝達経路のとおりとし、一般加入電話及び無線で周知徹底する。伝達経路については、下記のとおりとする。

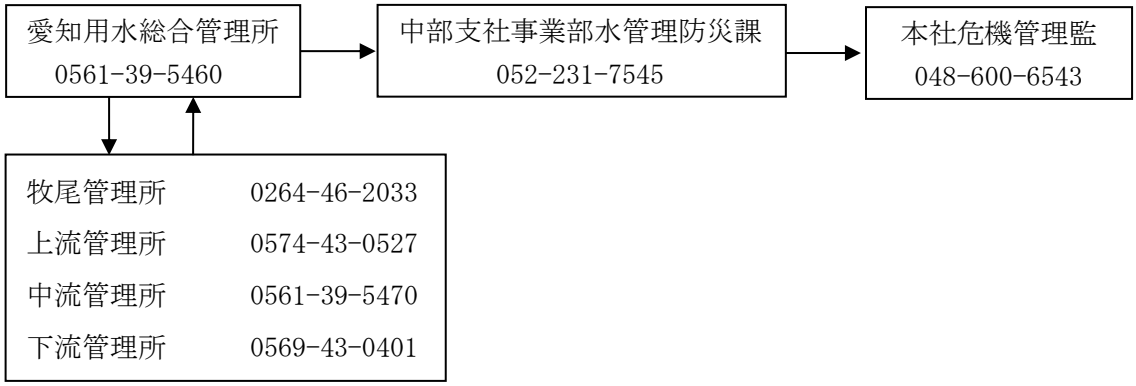

⑶　警戒宣言が発せられたときの措置

警戒宣言が発せられたときは、直ちに施設の臨時点検等を行う。

幹線水路等の放流工からの放水操作に備え、事前に河川管理者等に協議する。

なお、放水工使用に伴う関連事項は、次のとおりである。

名　　称	関係河川名	河川管理者
吉川放水工	大田川	愛知県
〃	上野新川	東海市

第３節　農業用施設

１　施設管理者における措置

地震の発生によりえん堤の決壊が生じた場合に大規模な浸水被害の発生が想定される農業用施設（ため池等）は、次のとおりとする。

警戒宣言が発せられた場合は、これらの施設管理者は、直ちに緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じて管理上の措置を講ずるとともに、工事中の場合は中断等の措置をとるものとする。

河川等の緊急点検及び巡視の実施体制は、地震警戒規程に定めるところによる。

（資　料）

・　防災重点農業用ため池　……　（附属資料　p.21）

第４節　不特定かつ多数の者が出入りする施設

１　市における措置

市が管理する庁舎、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

⑴　一般的事項

ア　警戒宣言時の情報伝達及び退避等の措置

㋐　東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発表された場合

庁舎への来訪者及び施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の伝達に努める。

(ｲ)　東海地震注意情報が発表された場合

庁舎及び施設においては、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、庁舎への来訪者及び施設利用者に対して、的確かつ簡潔に伝達し、帰宅を促すものとする。また、庁舎以外の施設は原則閉館とする。

(ｳ)　警戒宣言が発令された場合（東海地震注意情報が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

庁舎への来訪者及び施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、安全確保を図るため、庁舎及び施設から退避するよう誘導する。

また、庁舎以外の施設は原則閉館とする。

これらの場合、利用者等が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

イ　その他の措置

庁舎及び施設において、警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合は、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

(ｱ)　施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒、落下防止措置

(ｲ)　出火防止措置

(ｳ)　受水槽等への緊急貯水

(ｴ)　消防用設備の点検、整備と事前配備

(ｵ)　非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューターシステムなど重要資機材の点検等の体制

(2)　学校等

学校等の園児、児童及び生徒については、第４章第１節「避難対策」に定めるところによる。

なお、当該学校、幼稚園等に保護を必要とする園児、児童及び生徒がいる場合は、保護の措置を講じるものとする。

(3)　病院

病院においては、診療等に関して次の措置を執るものとする。

ア　東海地震注意情報が発表された場合

(ｱ)　東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確かつ簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

(ｲ)　診療は継続する。

(ｳ)　帰宅を希望する入院患者は、医師の判断により帰宅させる。

イ　警戒宣言が発せられた場合

㈠　診療を継続する。

㈡　手術は緊急やむを得ない場合を除き、原則として中止する。

⑷　社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のため具体的な措置を定めるものとする。

第５節　地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

⑴　強化地域内の地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は、第５節１⑴に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

⑵　警戒本部の置かれる庁舎の管理者は、⑴に掲げる措置をとるほか、警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。

⑶　警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、⑵に掲げる措置と同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

⑷　市の強化計画に定める避難所又は救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、第４節１⑴に掲げる措置をとるとともに、市が行う緊急避難場所、避難所又は救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力するものとする。

第６節　工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合は、安全対策を講じた上で、工事を中断するものとする。

第６章　他機関に対する応援要請等

【基本方針】

○　市及び各防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続上の措置を定めておくものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第１節 防災関係機関に対する応援要請等	市	1(1)　応援要請等に係る手続等の策定 1(2)　他の市町村に対する応援要請に係る事前の相互応援協定の締結 1(3)　県知事等に対する応援の要請 ２　他の都道府県等からの応援受入に備えた関係機関との連絡・受入体制の確保
第２節 自衛隊の地震防災派遣	市及び県	1(1)　県に対する自衛隊の防災派遣要請等
第３節 消防機関相互の応援体制の整備	市	消防機関相互の応援体制の整備

第１節　防災関係機関に対する応援要請等

１　市における措置

(1)　防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めるものとする。

(2)　市長等は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第２６条の規定により他の市町村に対し応援を求めることに関し、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

(3)　市長等は、市において地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第２６条の規定により愛知県知事等に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

２　県における措置

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するように努めるものとする。

３　費用の負担方法

(1)　他県又は他市町村から県又は本市に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、所定の方法によるものとする。（大震法第３１条）

(2)　指定公共機関等が市に協力した場合の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第２節　自衛隊の地震防災派遣

１　市における措置

(1)　防災派遣要請等

警戒本部長は、市域の地震防災応急対策を実施するため自衛隊の支援を必要とするときは、県地震災害警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する期間

ウ　派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

エ　派遣を希望する区域及び活動内容

オ　その他参考となるべき事項

⑵　地震防災派遣基準等

警戒本部長は、地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

なお、陸上自衛隊の地震防災派遣の連絡調整先は、次のとおりである。

調整窓口	連絡電話
陸上自衛隊 第３５普通科連隊	第３科 ・（加入電話）052－791－2191 課業時間内：内線 461（第３科） 課業時間外：内線 477（部隊当直司令） ・（防災行政無線）8－8230－34 ・（衛星電話）　9－同上
陸上自衛隊 第１０師団司令部	第３部防衛班 ・（加入電話）052－791－2191 課業時間内：内線 530（防衛班） 課業時間外：内線 301（師団当直長） ・（防災行政無線）8－8230－31（作戦室） －32（当直） －33（防衛班） ・（衛星電話）　9 － 同上

２　経費負担

地震防災派遣に伴う部隊の受入れ及び経費の負担区分については、地域防災計画の地震災害対策計画第３編第４章第３節第３「災害派遣部隊の受入れ」及び第４「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

（資　料）

・　災害派遣要請依頼書様式　……　（様式集　p.18）

・　災害派遣撤収要請書様式　……　（様式集　p.18）

第３節　消防機関相互の応援体制の整備

現在、消防機関相互の応援体制は、愛知県内、名古屋市及び知多地域消防相互応援協定があるが、近隣地区が被災地となることも考えられるので、広域的な応援体制の確立を図る必要がある。

また、激甚災害の場合は、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入体制を整えるものとする。

第７章　大規模な地震に係る防災訓練計画等

第１節　防災訓練の実施

市は、市防災訓練の主唱に基づき、毎年９月１日の防災の日を中心に、防災関係機関並びにできる限りの民間企業、自主防災会及びより多くの市民等の参加を得て、強化計画の具体的な運用等を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練並びに必要に応じて個別の訓練を実施するものとする。

第２節　訓練の内容

総合防災訓練及び個別訓練は、およそ次に掲げるような内容を取り入れて行うものとする。

１　警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく地震応急対策の実施に必要な要員の参集及び警戒本部運用訓練

２　警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく所要情報の通知、伝達、広報等の訓練

３　交通規制及び事前避難等に関する訓練

４　発災後の市災害対策本部の設置及び消火活動、避難誘導、救護活動、道路の啓開作業、給水、給食等の応急措置に関する訓練

５　要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

６　その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

第３節　住民等の地震予防対策

市は、大規模な地震が発生した場合において、市民自ら生命、身体及び財産の確保に努められるよう、およそ次に掲げるような対策と心構えをするよう指導広報を行うものとする。

１　平常時の対策

⑴　家や塀の安全を図る。

⑵　家の中の家具等の転倒防止を図る。

⑶　火を使う器具や設備の安全確認をする。

⑷　可燃性危険物の置き方や火気管理に注意する。

⑸　消火器や消火用水を用意しておく。

⑹　救急医薬品を準備しておく。

⑺　非常持出品を準備しておく。

⑻　避難場所や避難路を確認しておく。

⑼　家庭で防災について話し合う。

⑽　ふだんから隣近所で協力体制を作っておく。

⑾　その他地震災害に備えた必要な対策を行う。

２　警戒宣言が発せられた場合の対策

⑴　正しい情報をつかむ。

⑵　火はできるだけ使わない。

⑶　自動車の運転を自粛する。

⑷　危険な作業を自粛する。

⑸　飲料水、初期消火用水として緊急貯水する。また、消火のために必要なその他の準備をする。

⑹　身軽で安全な服装にする。

⑺　危険物（プロパンガス、灯油等）などの安全確認をする。

⑻　地震が起きたとき、家の中でおしつぶされないよう家具等の転倒防止の安全措置をする。

⑼　非常持出し品の確認をする。

⑽　その他地震が起きたときに備えて必要な措置を行う。

第４節　防災訓練の指導協力

市は防災関係機関、自主防災会の協力を得て適宜、防災訓練を実施するものとし、この防災訓練実施に当たって計画遂行上の必要な指導助言の協力を県に要請することができるものとする。

第８章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１節　市職員等に対する教育

警戒宣言が発令された場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合、地震防災応急対策の迅速、かつ円滑な実施を図ることが大切である。そのため、市警戒本部を構成する職員等を中心に、必要な防災教育を行うものとする。

１　地震に関する基礎的な知識
２　強化計画の内容及び警戒宣言が発令された場合等にとられる市警戒本部及び対応措置等の内容
３　実際に地震が発生した場合における市災害対策本部の措置及び対応措置等の内容
４　今後、地震対策として取り組む必要のある課題

第２節　住民等に対する教育及び広報

警戒宣言が発令された場合等、市民の一人ひとりが、警戒宣言及び対応措置等について正しい知識と判断を持って行動することが、パニックなどを未然に防止するうえで最も重要なことである。

そのため、市は県との相互協力により市民等に対する広報、教育を実施するものとし、防災マップ、広報紙、Ｗｅｂサイト、パンフレット等の配布、防災行政無線、地震体験車の使用、映画会及び講演会の開催等における教育などにより行う。広報、教育の内容は、およそ次のような事項について行う。

１　警戒宣言等の意義及びこれに基づき実施される措置
２　出火防止、自動車運行の自粛等の警戒宣言が出された場合の住民の責務
３　地震に関する基礎的な知識
４　市、県及び防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策等の概要
５　避難場所及び避難路等に関する地域防災情報
６　非常持出品の用意、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の日常の防災対策

第３節　児童生徒に対する教育

１　教育関係職員に対する教育

市は、児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して行われる研修の機会を通じて地震防災教育を実施するものとする。

この場合の実施内容については、市職員等に対する教育内容に準じて行うものとする。

２　地震防災教育に関し、必要な指導及び助言

児童生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

地震防災教育は、学校等の種別及び児童生徒等の発達段階やその行動上の特性並びに学校等のおかれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的、継続的に実施するも

のとする。

第４節　防災上重要な施設管理者に対する教育

警戒宣言が発せられた場合等に、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入する施設等防災上重要な施設管理者は、適正な行動がとれるよう、事前に防火管理講習会等を通じて、防災教育を図るものとする。

第５節　自動車運転者に対する教育

交通安全協会等交通関係団体等を通じて警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容及び運転者のとるべき措置等の教育を広報紙、講習会等を媒体として計画的、継続的に実施するものとする。

第６節　地震相談窓口の設置

市は、市民からの地震に対処する方法、住宅の耐震相談などの地震に対する相談を受けるため適宜次のような窓口等を設置して、広く地震対策の普及を図るものとする。

１　市の防災担当部局（防災危機管理課）
２　警察本部及び警察署
３　東海市消防本部
４　市役所建築住宅課